平成２１年（フ）第１１８号
長野県上田市保野772番地７　桑の実ハイツ201号
債務者　谷口ゆかり
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１２３号
長野県上田市新町８番地１
債務者　鈴木雄一郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３３号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地855
債務者　小松　正孝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第４７１号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２―36棟501号
債務者　田中　美香
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２―36棟501号
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
京都市西京区嵐山山ノ下町22番地の28、住民票上の住所京都市右京区西京極西池田町29番地　サンハイツ西京極305
債務者　中村　昌典
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８５１号
京都市山科区東野中井ノ上町15番地１　東野市営住宅４棟402号
債務者　岩田こと　崔　　勝三
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８８５号
京都市伏見区向島本丸町65番地　ビラクレール201号
債務者　原田　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８９２号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町235番地
債務者　とだ染創こと　戸田　隆夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９０１号
京都市東山区大和大路通松原上る西入弓矢町23番地　松原ユナイトハイツ501号
債務者　スナックでんこと　北浦　智之
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９０８号
京都府宇治市木幡中村７番地　メゾン・ド・マリーエ105号
債務者　髙橋　慶子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２６号
京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55番地　コーポ桃山302号
債務者　森下　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３７号
京都市北区紫野北舟岡町３番地
債務者　駒井　聖子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００５号
京都市右京区西京極南大入町71番地２　エストレーラ202号室
債務者　逸見　藍子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
京都市左京区田中西樋ノ口町８番地
債務者　山内　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９６号
京都市東山区東大路五条上る梅林町566番地
債務者　一條　則子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４６号
山口県大島郡周防大島町大字和佐233番地８
債務者　中野　良一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　山口地方裁判所岩国支部